

福祉医療公費負担制度に係る一部負担金の取扱い及びレセプト等記載方法について(疑義回答)

- 一部負担金の徴収については、市町によって内容が異なりますので、必ず受給者証の「一部負担金限度額」及び「徴収限度日数」を御確認の上、窓口徴収をお願いします。

**問1** 一部負担金については、無料としている市町があるが、一部負担金がない場合における医療費支給申請書の記載はどのようになるのか。

**答1** 窓口徴収額欄は空欄ではなく、0（ゼロ）を記載してください。

**問2** 月の途中で市町（保険者）の変更があった場合には、一部負担金の徴収はどのようになるのか。

**答2** 一部負担金の徴収については、変更前後の一部負担金は通算せず、市町ごとにそれぞれ限度日数を適用します。

**問3** 通院における一部負担の徴収は、月4日までとなっているがどういうことか。患者負担の有無に関わらず、最初の4日間の受診時のみ徴収ということか。それとも重度医療（精神障害者医療）の一部負担を徴収する日数が4日ということか。

**答3** 一部負担を徴収する日数が最大で4日ということです。重度医療（精神障害者医療）一部負担を徴収しない日は、1日と数えません。

**問4** 月の途中で乳幼児医療受給者からひとり親家庭等医療受給者となった場合における一部負担金の徴収方法はどのようになるのか。

**答4** 一部負担金については、制度ごとにそれぞれ最大4日まで徴収します。

**問5** 月の途中でひとり親家庭等医療受給者から精神障害者医療受給者となった場合における一部負担金の徴収方法はどのようになるのか。

**答5** 一部負担金については、制度ごとにそれぞれ最大4日まで徴収することになるが、精神障害者医療（91公費）は、月の初日から遡及して適用可能であるため、施術機関においては、当該月の一部負担金の徴収について、精神障害者医療（91公費）の適用で請求替えをお願いする。（医科の質疑回答を参照）